

DVの防止 被害者の保護・自立支援のための

夕陽丘基金 ニュース

第 8 号



イラスト：夕陽丘基金「手とハート」

発行：財団法人大阪市女性協会内「夕陽丘基金」運営委員会事務局

〒543-0002 大阪市天王寺区上汐5-6-25 Tel:06-6770-7200 Fax:06-6770-7705

DV被害者支援にむけての動き

- ・大阪市配偶者暴力相談支援センターが平成23年8月1日より開設しました。
専門相談電話により、市民の方からのDVに関する相談をお受けし、
必要に応じて緊急一時的な保護の調整や情報提供などを行います。

DV専門相談電話：06-4305-0100
(9時30分～17時、土・日・祝及び年末年始休み)

専門の相談員が電話等による相談をお受けします。

安全確保のため、
所在は公表しません

- ・通天閣がライトアップされました

平成 23 年 11 月 11 日（金）点灯式



◎ SAKA 通天閣が 紫色になる
女性に対する暴力をなくす運動
11/12 ~ 11/25

夕陽丘基金の設立

「夕陽丘基金」は大阪市が行う施策と連携して、現在の公的制度で十分な支援が受けられない状況にあるDV被害者やその同伴者(主に子ども)に対して、経済的支援を行い心身の回復を図り、自立を支援することを目的に平成16年3月23日に大阪市の女性団体などが設立しました。

平成23年度活動報告

◇ 緊急一時保護施設入所のDV被害当事者への資金貸し付け

貸付総額 26件 323,420円

(内訳：生活費274,000円 交通費 35,270円、医療費 0円、
手続き費用14,150円)

◇ 緊急一時保護施設対象の助成金の交付

5施設に交付 1施設10万円 事業完了報告書受領 次ページ参照

◇ 寄付金の收受等

寄付総額 100件+バッジ281個 1,298,298円

(内訳：大阪市地域女性団体協議会 83件 962,668円

グループ・団体・個人 17件 256,330円

パープルリボンバッジ(売上) 281個 79,300円)



◇ 夕陽丘基金についての広報、啓発、調査

① 夕陽丘基金キャンペーン「児童虐待を防ぐために ～地域力を活かそう」

講師：津崎 哲郎（特定非営利活動法人児童虐待防止協会 理事長）

平成23年11月25日（金）午後1時30分～3時

クレオ大阪中央 ホール 600名

主催：夕陽丘基金運営委員会・大阪市地域女性団体協議会・(財)大阪市女性協会

② 各館のフェスタでのバザー

③ 大阪ヘルスジャンボリー参加

大阪城ホール城見ホール

10月8日（土）・9日（日）

④ 「女性に対する暴力をなくす運動」

のぼりをクレオ大阪4館で掲げた

11月12日～25日



⑤ 天王寺区区民センター クリスマスフェスタ 12月

⑥ 大阪市国際交流センター ワンワールドフェスティバル参加

2月4日（土）・5日（日）

⑦ 通天閣パープル色にライトアップ(女性に対する暴力防止週間)

11月11日（金）点灯式

緊急一時保護施設への助成金は、 こんなふうに活用されています！

A 園では、・子ども用食事用チェアの買い替え

- ・ 子ども用下着・パジャマを衣類の提供のため購入
- ・ バスマットの買い替え
- ・ 衣装ケース（貸し出し用衣類の整理整頓）

B 園では、電話相談事業

地域のひとり親家庭で子育てや日々の暮らしの不安を抱く方や、DVで悩む方が気軽に電話等で相談でき、傾聴、関係機関の情報提供等の支援をするため

C 園では、SST（社会的スキル トレーニング）初級教室 全5回

D 園では、電化製品購入

洗濯機3台、掃除機2台、炊飯器3台、



E 園では、入所者、退所者支援事業のスーパービジョン 月1回



※ 物品にはすべて、「夕陽丘基金」シールを貼っていただいています

夕陽丘基金にご協力のおねがい

夕陽丘基金は個人の方、グループの募金、寄付で成り立っています。
お預かりしたお金は、緊急保護施設での支援を必要としている人へ、
または支援活動をしている団体に活用されています。



たとえばこんなことに活用されています

- 保護命令の申請に要する費用(切手代、収入印紙代など)
- 赤ちゃん、幼児の着替え、おしめなど育児用品の購入
- 仕事や家を探すときの交通費、ケガや病気の治療費

ご寄付いただいた方からのMessage

- ・世界中誰一人もれることなく、幸せになりますように。
- ・少しでもDV被害者の自立に役立ちますように。

寄付金の振込先

郵便振替講座：00990-7-190552

口座名義：夕陽丘基金



ひとりで悩まないで、まずは相談してください。

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは・・・

『配偶者や恋人など親密な関係にある者からの暴力』という意味で使用されます。
殴る・蹴るといった身体的な暴力の他に、脅す・怒鳴るなどの精神的な暴力もあります。
もしDVと感じたり、お互いの関係に疑問をもったらご相談ください。

・大阪市配偶者暴力相談支援センター

DV 相談専門電話 **06-4305-0100**

月～金 9:30～17:00

・クレオ大阪女性総合相談センター

総合相談受付 **06-6770-7730**

悩みの電話相談 **06-6770-7700**

火～土10:00～20:30 日・祝10:00～16:00

・DVから逃れて安全を確保したいとき

・各区役所 保健福祉課 月～金 9:00～17:30

・各警察署 生活安全課 緊急時は110番

・子どもに関する相談

大阪市の児童虐待ホットライン **0120-01-7285** 24時間対応

